

令和2年8月より(※1)

**重度心身障害者（児）医療給付制度について、
精神障害者保健福祉手帳1級所持者が対象となります**

**助成内容は、現行制度の対象者
（身体障害者・知的障害者）に対する内容と同じです。**

重度心身障害者（児）医療給付制度

●実施主体

市町村⇒白井市役所 障害福祉課（白井市役所 保健福祉センター3階）

●対象者

身体障害者手帳 1級、2級

療育手帳 ①、Aの1、Aの2

精神障害者保健福祉手帳 1級（令和2年8月より）(※1)

※65歳以上で新規に手帳を取得した方、生活保護を受給している方は対象外。

●所得制限

自立支援医療に準じる ⇒原則として、世帯（同じ医療保険に加入している家族）
の市町村民税所得割が23万5千円以上の者等は対象外。

●対象経費

医療保険自己負担分

※自立支援医療（精神通院）など他の公費負担医療制度がある場合、その公費負担制度を優先して使っていただく必要があります。受診の際は、重度心身障害者（児）医療費助成の受給券と併せて、自立支援医療（精神通院）の受給者証なども窓口に提示してください。

●自己負担

入院1日、通院1回につき300円（保険調剤は無料）

※市町村民税所得割非課税世帯は無料。

問合せ・申請先

白井市 障害福祉課 047-497-3483